

## ザールラント州制限措置（8月20日以降）

### 1. 感染予防措置

●ザールラント州では、8月10日に行われた連邦・州間協議の決定も踏まえ、8月20日より以下の措置が適用されます。

概要は以下のとおりです。

（1）過去7日間の10万人あたりの新型コロナウイルス新規感染者数が安定して100より小さい場合には、引き続きいわゆる「ザールラント・モデル」が適用されます。同モデルの詳細は下記州政府ホームページをご覧ください。

[https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/saarland-modell/saarland-modell\\_node.html](https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/saarland-modell/saarland-modell_node.html)

（2）公共の場における私的な集まりは最大10名まで、公的及び私的な行事については、会場の最大収容人数の50%までが許容されます。また、屋外の行事の場合の参加者は最大500名まで、屋内の場合は最大250まで許容されます（なお、参加者は陰性の検査結果証明書の提示が必要）。

（3）身体的接触を伴うサービス、文化・余暇施設内（劇場、コンサート会場、映画館等を含む）、屋内プール、飲食店の屋内等では陰性の検査結果証明書の提示が必要になります。

（4）陰性の検査結果証明書の提示が必要な場合、同検査は最大48時間以内のものでなければなりません。6歳未満の子供、及び、定期的に学校で検査を受けている生徒は検査証明の必要はありません。また、ワクチン接種完了者及び快復者は、陰性検査証明書保持者と同等の扱いになります。

（5）公共交通機関、小売店内、着席以外の飲食店内、ホテルのロビー等では医療用マスク乃至FFP2相当のマスクの着用が義務づけられます（但し、6歳未満の子供や特別の事情のある者を除く）。

●感染率が高い市・郡では、より厳しい規則が適用されることがありますので、各市・郡の発表に注意してください。

※参考（ザールラント州州令）：

[https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/\\_documents/verordnung\\_stand-21-08-18.html](https://www.saarland.de/DE/portale/corona/service/rechtsverordnung-massnahmen/_documents/verordnung_stand-21-08-18.html)

※ドイツ各州では、5月7日に連邦参議院で可決された「ワクチン接種者及び感染からの快復者に対する制限措置の緩和及び例外にかかる政令」が適用されています。

## 2. 検疫措置

8月1日より、ドイツでは、リスク地域指定、登録義務、隔離義務、証明義務に関する新たな入国規制が適用されています。

当該検疫措置を定めたコロナ入国規則にかかる政令の内容については、下記在ドイツ日本国大使館ホームページをご覧ください。

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2)